

北杜市教育委員会告示第4号

北杜市図書館雑誌スポンサー制度実施要綱を次のように定める。

平成29年3月9日

北杜市教育委員会教育長 堀内正基

北杜市図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、図書館と事業者等との連携により、利用者のサービスの向上を図るため、北杜市図書館（以下「図書館」という。）が所有する雑誌カバー（以下「カバー」という。）を事業者等の広告媒体として活用し、事業者等から雑誌の提供を受ける北杜市図書館雑誌スポンサー制度の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 雑誌スポンサー カバーに広告を表示し、図書館の指定する雑誌を寄贈する事業者等をいう。

(2) 事業者等 法人若しくは団体又は個人をいう。

(表示の権限及び広告の内容)

第3条 カバーに表示する広告（以下「広告」という。）の表示の可否は、教育委員会が決定するものとする。

2 前項の場合において、北杜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、広告の内容が図書館の公共性、社会的信頼性を損なうおそれのないものとし、次の各号のいずれかに該当する広告は、カバーに表示しない。

(1) 市の公共性、中立性又は品位を損なうおそれのあるもの

(2) 法令等に違反し、又は抵触するおそれのあるもの

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に該当するもの

(4) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に関するもの

(5) 政治活動、宗教活動又は意見広告に係るもの

(6) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれのあるもの

(7) 青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの

- (8) 市税等を滞納している者に係るもの
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者に係るもの
- (10) その他広告として掲載することが適当でないと教育委員会が認めるもの(広告枠の位置、規格等)

第4条 カバーに表示する広告の種別、位置、規格及び表示位置は、次のとおりとする。

種別	位置	規格	表示位置
雑誌スポンサー名	カバー表面	縦4cm、横13cm以内	カバーの中央より下部
雑誌スポンサーの広告	カバー裏面	カバーの縦横の寸法未満	規定なし

(広告の期間)

第5条 広告の期間は、教育委員会が決定をした日の翌日から当該決定をした日の属する年度の末日までとする。

(雑誌スポンサーの申請)

第6条 雑誌スポンサーになることを希望する者(以下「スポンサー希望者」という。)は、図書館が指定する雑誌の中から提供しようとする雑誌及び提供する図書館を選定し、北杜市図書館雑誌スポンサー申請書(様式第1号)に次の書類を添付し、教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 表示しようとする広告の図案及び原稿
- (2) 事業者等の概要及び事業、活動等の内容が分かる書類
- (3) 納税証明書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要があると認める書類

2 市内に住所を有するスポンサー希望者は、前項第3号の規定にかかわらず、北杜市図書館雑誌スポンサー申請書にある、市税等の納付状況調査に対する同意書の内容に同意し、記名押印したときは、同項第3号の納税証明書を当該申請書の添付書類から除くものとする。

3 スポンサー希望者の申出により、雑誌スポンサー名及び雑誌スポンサーの広告を掲載しないことができる。

(雑誌スポンサーの決定)

第7条 教育委員会は、前条に規定する申請書の提出があったときは、速やかに関係書類等を審査し、広告掲載の可否を決定し、雑誌スポンサー広告掲載の許可(不許可)決定通知書(様式第2号)により、スポンサー希望者に通知するものとする。

2 教育委員会は、前項に規定する通知に、必要な条件を付すことができる。

(複数の申請があった場合の取扱)

第8条 前条第1項の決定をする上で、スポンサー希望者から同一の雑誌で、かつ、同一の提供先図書館に対する申請が複数あった場合は、抽選により決定する。

2 前項に規定する抽選の方法は、教育委員会が別に定める。

(広告内容の変更)

第9条 第7条第1項の規定により決定を受けた者(以下「決定者」という。)は、広告内容の変更を希望する場合は、速やかに、広告内容変更届(様式第3号)に必要な書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定により変更届が提出されたときは、速やかに承認の可否を決定し、広告内容変更承認書(様式第4号)により、決定者に通知するものとする。

(雑誌の提供中止の届出)

第10条 決定者は、雑誌の提供の中止を希望するときは、提供中止を希望する日の2箇月前までに、雑誌提供中止届(様式第5号)を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項に規定する中止届が提出されたときは、速やかに可否を決定し、雑誌提供中止承認書(様式第6号)により、決定者に通知するものとする。

(提供雑誌の納入)

第11条 第7条の規定により雑誌スポンサーに決定したときは、当該雑誌スポンサーは、教育委員会があらかじめ指定した期日までに所定の場所に雑誌を納入しなければならない。

2 雑誌スポンサーは、前項に規定する雑誌の納入に際し、原則として図書館が指定する市内の納入業者から購入するものとする。ただし、雑誌スポンサーの事情により、図書館が指定した方法で購入が困難な場合は、あらかじめ教育委員会と協議するものとする。

3 教育委員会は、雑誌スポンサーが提供しようとする雑誌が休刊又は廃刊した場合は、雑誌スポンサーと協議し、別の雑誌を納入してもらえるときに限り、広告を振り替えることができる。

(費用負担)

第12条 広告のデザインの作成、その他広告の表示、雑誌の納入に要する費用は、全額雑誌スポンサーの負担とする。

(広告の取消し)

第13条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、雑誌スポンサーを取り消すことができる。

(1) 第3条第2項に規定するものに該当することが判明したとき。

(2) 第7条第2項に規定する広告掲載の許可決定の際に、教育委員会が付した条件に従わないとき。

(3) 第11条第1項に規定する教育委員会が指定した期日までに、所定の場所に雑誌を納入しないとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めるとき。

2 教育委員会は、前項各号に該当し、雑誌スポンサーの広告掲載許可を取り消すことを決定した場合は、北杜市雑誌スポンサー取消し通知書（様式第7号）により事業者等に通知するものとする。

(雑誌スポンサーの責務)

第14条 雑誌スポンサーは、広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

2 雑誌スポンサーは、広告の表示までに、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないことを確認し、広告の内容等に関する知的所有権その他一切の権利について、所要の措置を講じなければならない。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

北杜市教育委員会教育長 様

住所
 申込者 商号又は名称
 代表者名又は個人名 印

北杜市図書館雑誌スポンサー申請書

北杜市図書館雑誌スポンサー制度実施要綱第6条第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。

提供する雑誌及び提供先	雑誌の名称	刊行の形態	提供先図書館
		<input type="checkbox"/> 週刊 <input type="checkbox"/> 月刊 <input type="checkbox"/> 季刊 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
		<input type="checkbox"/> 週刊 <input type="checkbox"/> 月刊 <input type="checkbox"/> 季刊 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
		<input type="checkbox"/> 週刊 <input type="checkbox"/> 月刊 <input type="checkbox"/> 季刊 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
提供開始希望日	年 月 日		
担当者名、連絡先等	法人又は団体の担当部署名 担当者名 電話番号 F A X 番号 メールアドレス		

(注) 提供を希望する雑誌の刊行の形態、該当する箇所に✓印を記入してください。

雑誌スポンサー名の掲載	する ・ しない
雑誌スポンサーの広告掲載	する ・ しない

(注) 雑誌スポンサー名及び雑誌スポンサーの広告の掲載について、選択してください。

(市税等の納付状況調査に対する同意書)

私は、北杜市図書館雑誌スポンサー制度実施要綱第3条第2項第8号に該当しないことを教育委員会が確認するため、市が保有する市税等に係る情報について、教育委員会が調査することに同意します。

年 月 日

住所

商号又は名称

代表者名又は個人名

印

添付書類

- 1 表示しようとする広告の図案及び原稿
- 2 事業者等の概要（業種等が分かるもの）及び事業、活動等の内容が分かる書類
- 3 納税証明書（市外の事業者等に限る。）
- 4 その他（ ）

様式第2号（第7条関係）

第 号
年 月 日

称号又は名称
代表者氏名 様

北杜市教育委員会教育長 印

雑誌スポンサー広告掲載の許可（不許可）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった雑誌スポンサーについて、北杜市図書館雑誌スポンサー制度実施要綱第7条第1項の規定により、広告掲載の許可（不許可）決定をしたので、通知します。

	雑誌の名称	刊行の形態	提供先図書館
提供を受ける雑誌及び提供先		<input type="checkbox"/> 週刊 <input type="checkbox"/> 月刊 <input type="checkbox"/> 季刊 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
		<input type="checkbox"/> 週刊 <input type="checkbox"/> 月刊 <input type="checkbox"/> 季刊 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
		<input type="checkbox"/> 週刊 <input type="checkbox"/> 月刊 <input type="checkbox"/> 季刊 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
提供期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
その他（不許可の理由等）			

※ 広告の内容の変更があった場合及び雑誌の提供を中止する場合には、所定の用紙により届け出ること。

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

北杜市教育委員会教育長 様

所在地

申込者 商号又は名称

代表者氏名

印

広告内容変更届

雑誌スポンサーの広告内容を変更したいので、北杜市図書館雑誌スポンサー制度実施要綱第9条第1項の規定に基づき届け出ます。

1 広告変更の時期 年 月 日から変更

2 広告の変更内容

（注）新たに表示しようとする広告の図案及び原稿等を添付すること。

様式第4号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

北杜市教育委員会教育長 印

広告内容変更承認書

年 月 日付けで提出された変更届について、北杜市図書館雑誌スポンサー制度実施要綱第9条第2項の規定により承認したので、通知する。

様式第5号（第10条関係）

年 月 日

北杜市教育委員会教育長 様

所在地

申込者 商号又は名称

代表者氏名

印

雑誌提供中止届

都合により、北杜市図書館雑誌スポンサー制度による雑誌の提供を中止したいので、北杜市図書館雑誌スポンサー制度実施要綱第10条第1項の規定により、届け出ます。

	雑誌の名称	刊行の形態	提供先図書館
提供を中止する雑誌名及び提供先		<input type="checkbox"/> 週刊 <input type="checkbox"/> 月刊 <input type="checkbox"/> 季刊 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
		<input type="checkbox"/> 週刊 <input type="checkbox"/> 月刊 <input type="checkbox"/> 季刊 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
		<input type="checkbox"/> 週刊 <input type="checkbox"/> 月刊 <input type="checkbox"/> 季刊 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
当初の提供期間	年 月 日～ 年 月 日		
提供を中止する時期又は巻号	年 月 日（ 号）から雑誌提供の中止を希望		

（注） 提供を中止する雑誌の刊行の形態及び希望する提供先について、該当する箇所に✓印を記入してください。

様式第6号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

北杜市教育委員会教育長 印

雑誌提供中止承認書

年 月 日付けで提出された中止届について、北杜市図書館雑誌スポンサー制度実施要綱第10条第2項の規定により承認したので、通知します。

様式第7号（第13条関係）

第 号
年 月 日

称号又は名称

代表者氏名

様

北杜市教育委員会教育長

印

北杜市雑誌スポンサー取消し通知書

北杜市図書館雑誌スポンサー制度実施要綱第13条第1項の規定に該当するため、同条第2項の規定により北杜市雑誌スポンサーの取消しをしたので、通知します。

取り消した理由